



《会計・税務の知識》 個人型確定拠出年金(DC)

はじめに

個人が掛け金を積み立てて運用し、運用次第で年金額が決まる個人型確定拠出年金(DC)。5月24日に改正法が国会で成立し、2017年1月より加入対象者が公務員、主婦、企業年金のある会社員にも拡大されました。

1. 確定拠出年金とは

確定拠出年金とは、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される年金制度です。確定拠出年金には、個人が自ら加入する「個人型」と会社単位で加入する「企業型」があります。

今回の法改正により対象が広がるのは「個人型」であり、自営業者や企業年金がない会社の社員に加え、2017年1月より主婦や公務員、また、すでに企業年金に入っている社員も併用して加入することができるようになります。

2. 個人型確定拠出年金の税制上の優遇措置

個人型確定拠出年金は、税制上のメリットが多いといえます。

【積立時】 毎月の個人型確定拠出年金への掛金は、全額が所得控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。

【運用中】 運用段階において得た配当金や売買益等の収益は、全額非課税になります。

【受取時】 一時金として受け取れば、退職所得として扱われます。

年金として受け取れば、公的年金等控除を受けることができます。

3. NISAとの比較

同じく税制上の優遇措置があるといわれるNISAと比較してみました。

		個人型確定拠出年金	NISA
積立時		掛金は全額所得控除	—
運用中	運用益	非課税	非課税
	投資期間	現状60歳まで	5年
受取時	一時金として受取	退職所得（退職所得には、退職所得控除・2分の1課税・分離課税という税制上のメリットがあります）	—
	年金として受取	雑所得（公的年金等控除の対象）	
途中引き出し		60歳まで原則不可	可能

4. おわりに

個人型確定拠出年金(DC)は、節税効果が大きいのにあまり知られておらず、「隠れた投資優遇税制」とも呼ばれています。今回の法改正を受け、品ぞろえを強化したり、新たに参入したりする金融機関が増えると予想され、今後加入者数の増加が期待されます。

(担当：小西)